

熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱

制定	平成21年12月22日	上下水道事業管理者決裁
改正	平成22年9月21日	上下水道事業管理者決裁
	平成24年3月29日	上下水道事業管理者決裁
	平成25年3月28日	上下水道事業管理者決裁
	平成28年3月24日	給排水設備課長決裁
	平成29年3月23日	給排水設備課長決裁
	令和8年3月31日	上下水道事業管理者決裁
	令和8年5月25日	上下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号。以下「規程」という。）第14条第2項の規定に基づき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定の効力の停止（以下「指定の停止」という。）及び取消し（以下「指定の取消し」という。）の処分並びに給排水設備課長（以下「課長」という。）が行う必要な措置等（以下「処分等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規程第2条に定めるところによる。

(処分基準)

第3条 処分等は別表第1から別表第3に定める基準に従い行う。

(違反の調査等)

第4条 給排水設備課職員（以下「職員」という。）は、指定工事店が違反行為（別表第1の違反内容の欄の各項のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。）を行ったと認めるときは、直ちに当該違反行為の状況等を調査し、当該指定工事店に対し、当該違反行為の事情及び是正状況を説明するてん末書（様式第1号）の提出を求めるとともに事情聴取を行うものとする。

2 職員は、前項の規定により指定工事店から提出されたてん末書を添えて、課長に対し違反行為報告書（様式第2号）により調査及び事情聴取の結果を報告するものとする。この場合において、指定工事店からてん末書が提出されないときは、違反行為報告書にその旨を付記するものとする。

3 課長は、文書指導を行うべき事実を認めるときは、その事実を知った日の翌月の3開庁日までに、20開庁日以内の期限を定めて改善を求める指導を、指導書（様式第3号）により行わなければならない。

4 課長は、前項に定める指導に対して改善がない事実を認めるときは、指導書に定めた期限から5開庁日までに、20開庁日以内の期限を定めて改善を求める警告を、警告書（様式第4号）により行わなければならない。

5 課長は、前項の警告に係る違反事実について排水設備工事責任技術者の義務違反によるものと認めるときは、当該資格を所管する機関に対し、その基準に応じて、義務違反に係る事実を報告しなければならない。

6 課長は、第4項の警告に対して改善がない事実を認めるときは、その事実について、排水設備工事責任技術者の義務違反によるものと認めるときは、当該資格を所管する機関に対し、その基準に応じて、義務違反に係る事実を報告しなければならない。

7 前四項の処理状況を把握するため、給排水設備課に文書指導及び文書警告状況管理簿を置く。

(不利益処分に関する手続き)

第5条 指定工事店に対し、不利益処分を行うべき事実を認められた場合の手続及び当該手続に必要な書面は、熊本市行政手続条例、熊本市行政手続条例施行規則（平成10年規則第54号）及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年規則第1号）に定めるところによる。

2 不利益処分は、管理者に事前に報告し、熊本市行政手続条例（平成10年条例第42号）第13条第1項の規定により聴聞の手続を経た上、次条に定める排水設備指定工事店処分審査委員会（以下「委員会」という。）への諮問を行い、その答申を受けて管理者が決定するものとする。

(排水設備指定工事店処分審査委員会)

第6条 違反行為を行った指定工事店に対し、適正な処分（指定の停止又は指定の取消しをいう。以下同じ。）を行うことにより、指定工事店の健全な育成及び排水設備工事の適正化を図るため、次の各号に定める規定により、委員会を置き、管理者の諮問に応じ、処分の要否、内容及びその他必要な事項について審議するものとする。

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）をもって組織する。
 - (2) 委員長は、総務部長をもってこれに充てる。
 - (3) 副委員長は、計画整備部長及び維持管理部長をもってこれに充てる。
 - (4) 委員は、総務課長、下水道維持課長及び料金課長をもってこれに充てる。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、別に委員を定めることができる。
 - (5) 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうち委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
 - (6) 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
 - (7) 会議は、議長が招集する。
 - (8) 議長は、必要と認めるときは、関係人に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - (9) 会議は、委員長等のうち過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
 - (10) 会議の議事は、会議に出席した委員長等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (11) 会議は、非公開とする。
 - (12) 委員長等は、他の者をして会議に代理出席させることができない。
- 2 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、会議の開催に代えて持ち回り審議又は書面審議により議事を決することができる。
- (1) 審議事項が軽微である場合
 - (2) 緊急性を要する案件で、委員の招集が困難な場合
 - (3) その他委員長が特に認める場合
- 3 前項の規定により議事を決したときは、委員長はその結果を速やかに委員に通知しなければならない。
- 4 前二項により決した議事は、通常の会議で決したものと同一の効力を有する。
- 5 委員会の庶務は、給排水設備課において行う。
- 6 委員長は、委員会の審議結果を管理者に答申するものとする。

(処分の通知)

第7条 管理者は、処分を決定したときは、違反行為に対する処分通知書（様式第5号）をもって指定工事店に対し、速やかに通知しなければならない。

(公示等)

第8条 処分が行われたときは、課長は、遅滞なく、規程第22条第2号の規定による公示の手續を執るとともに、関係部署に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、処分に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にした行為に対する処分内容の基準については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年6月1日より前にした行為に対する処分内容の基準については、なお従前の例による。

(関連要領の廃止)

3 熊本市排水設備指定工事店の処分に関する要綱実施要領(平成22年9月21日上下水道事業管理者決裁)は、廃止する。

別表第1（第3条及び第6条関係）

違反内容、処分内容及び初回の措置

違反内容	処分内容	初回の措置
(無届工事)		
1 排水設備工事の計画に係る管理者の確認を受けずに工事に着手したとき。(熊本市下水道条例(昭和46年条例第14号)(以下この表において「条例」という。)第5条及び規程第10条第2項第5号関係)	指定の停止6月以下	文書指導
(工事完了届の遅延)		
2 排水設備工事完了後、正当な理由なく5日以内に工事完了届が提出されないとき。(条例第6条第1項関係)	指定の停止3月以下	文書指導
(指定工事店の責務及び遵守事項違反)		
3 排水設備工事の施工の申込みを受けた場合において、正当な理由がなく、これを拒んだとき。	指定の停止3月以下	文書指導
4 不適正な工事金額で排水設備工事を施工し、又は排水設備工事の契約に際し、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示さなかったとき。	指定の停止3月以下	文書指導
5 排水設備工事の全部又は主要な部分について、第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	指定の停止3月以下	文書指導
6 排水設備工事において、指定工事店としての名義を第三者に貸与したとき。	指定の停止3月以下	文書指導
7 排水設備工事において、排水設備工事責任技術者の監理の下に設計及び施工を行わせなかったとき。	指定の停止3月以下	文書指導
8 排水設備工事完了後1年以内に生じた故障等を正当な理由なく14日以内に無償で補修しなかったとき(天災地変又は使用者の責めに帰すべき事由によるものを除く。)(規程第10条第2項関係)	指定の停止3月以下	文書指導
(完了検査の不適合)		
9 排水設備工事の完了検査で不適合となった場合において、その通知から正当な理由なく14日以内に適正な改善が行われないとき。(条例第6条第2項関係)	指定の停止3月以下	文書指導
(届出義務違反)		
10 規程第13条第2項に規定する事項について、正当な理由なく30日以内に届出がなかったとき。(規程第13条第2項関係)	指定の停止3月以下	文書指導
11 文書指導を受けた日から2年以内に第1項から第10項までのいずれかに該当する行為があったとき。		文書警告

<p>(安全管理義務違反)</p> <p>1 2 排水設備工事に起因して、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>1 3 排水設備工事に起因して、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。（規程第10条第1項関係）</p> <p>（贈賄）</p> <p>1 4 指定工事店の代表者又は役員が、公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され有罪判決を受けたとき。（規程第14条第2項第2号関係）</p> <p>（不誠実な行為）</p> <p>1 5 排水設備工事施工に関し不誠実な行為があるなど、指定工事店としてふさわしくないと管理者が認めるとき。（規程第14条第2項第2号関係）</p>	<p>指定の停止6月以下</p> <p>指定の停止3月以下</p> <p>指定の停止3月以下</p> <p>指定の取消し又は、指定の停止6月以下</p>	
--	--	--

【一定期間経過後の措置】 指定の停止の期間が終了した日から、違反内容欄に掲げるいずれの行為もなく2年経過した日以降に、違反内容欄に掲げる行為があったときは、その最初の行為に対して初回の措置欄に掲げる措置を取るものとする。

別表第2（第3条関係）

基礎停止期間

指定の停止の上限が6月にあたる違反行為		指定の停止の上限が3月にあたる違反行為	
合計の違反件数	基礎停止期間	合計の違反件数	基礎停止期間
6件以上	6月	—	—
5件	5月	—	—
4件	4月	4件以上	3月
3件	3月	3件	2月
2件	2月	2件	1月
1件	1月	1件	2週間

【加重及び軽減】 指定の停止の決定に当たっては、違反行為の態様、影響及びその他の事情等、特に考慮すべき事項があると認められる場合には、基礎停止期間に停止期間を加重し、又は軽減する。

別表第3（第3条関係）

繰り返し違反行為を行ったときの処分

処分要件	処分の内容
指定の停止期間中に、違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止3月以上6月未満の指定停止処分期間満了後、1年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止6月の処分期間満了後、2年以内に指定の取消しの対象となる違反行為を行ったとき	指定の取消し
指定の停止にあたる違反行為をした日以前3年間の指定の停止期間と、当該違反行為に対し指定の停止をすべき期間の合計が12月を超えるとき	指定の取消し

※期間の計算については、民法第六章の規定に準じて行う。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者（宛）

指定番号 第 号

所在地

排水設備指定工事店の名称

代表者氏名

て ん 末 書

工 事 場 所			
工 事 申 請 者			
受 付 日	年 月 日	受付番号	
排水設備工事責任技術者		登録番号	
て ん 末 内 容			

年 月 日

熊本市上下水道局
給排水設備課長 様

(調査担当者)

違反行為報告書

排水設備指定工事店が下記のとおり違反行為を行ったので、調査内容を報告します。

記

指 定 番 号	第 号		
所 在 地			
排水設備指定工事店			
代 表 者			
工 事 場 所			
工 事 申 請 者			
受 付 日	年 月 日	受付番号	
排水設備工事責任技術者		登録番号	
違 反 行 為 の 状 況			

様式第3号（第4条第3項関係）

年 月 日

指定番号 第 号

所在地

排水設備指定工事店の名称

代表者氏名 様

熊本市上下水道事業管理者

指 導 書

工 事 場 所			
工 事 申 請 者			
受 付 日	年 月 日	受付番号	
排水設備工事責任技術者		登録番号	
指 導 内 容			
改 善 期 限	年 月 日の開庁時間まで		

様式第4号（第4条第4項関係）

年 月 日

指定番号 第 号

所在地

排水設備指定工事店の名称

代表者氏名 様

熊本市上下水道事業管理者

警 告 書

工 事 場 所			
工 事 申 請 者			
受 付 日	年 月 日	受付番号	
排水設備工事責任技術者		登録番号	
警 告 内 容			
改 善 期 限	年 月 日の開庁時間まで		

年 月 日

違反行為に対する処分通知書

指定番号 第 号

所在地

排水設備指定工事店の名称

代表者氏名 様

熊本市上下水道事業管理者

熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第14条第2項の規定による処分を決定しましたので、次のとおり通知します。

1 決定区分	1 指定の取消し 指定の取消し期日 年 月 日
	2 指定の効力（年 月 日以前に熊本市下水道条例（昭和46年条例第14号）第5条の規定による熊本市上下水道事業管理者の確認を受けた排水設備工事の施工に係るものを除く。）の停止 指定の停止期間 年 月 日 零時から 年 月 日 24時まで
2 決定の根拠	
3 教示	